

畜産会

## 経営情報

NO. 435

公益社団法人 中央畜産会  
Japan Livestock Industry Association〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号 第2デューアイシービル9階  
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890  
URL [https://jlia.lin.gr.jp/business/manage\\_info/](https://jlia.lin.gr.jp/business/manage_info/)

令和8年2月20日



## 主な記事

## 1 畜産学習室

畜産特別資金借受者への経営改善指導(第39回)  
～沖縄県における畜産特別資金借受者への取組～  
(公財) 沖縄県畜産振興公社 河岸 徹哉

## 3 畜産統計情報

畜産物生産費統計 報告②  
「令和6年肉用牛生産費」  
農林水産省大臣官房統計部

## 2 行政の窓

令和8年度畜産物価格の決定について

## 4 お知らせ

各種交付金単価の公表について

農林水産省

## 1 畜産学習室

畜産特別資金借受者への経営改善指導(第39回)  
～沖縄県における畜産特別資金借受者への取組～

(公財) 沖縄県畜産振興公社 河岸 徹哉

## はじめに

沖縄県は、大小の島々から構成される島嶼県であり、亜熱帯の温暖な気候により、暖地型牧草が周年で収穫できる飼料作物に適した土地条件を背景に、肉用牛を中心とした畜産が展開されています。令和6年における沖縄県の農業産出額は909億円で、そのうち畜産物は367億円(40%)であり、本県農業産出額の中でも重要な位置を占めています。内訳として、肉用牛が147億円、乳用牛が31億円、豚が126億円、採卵鶏が42億円、ブロイラーが18億円となっています。とりわけ肉用牛の中でも黒毛和種繁殖牛を主体とした子牛生産については、本県家畜市場を介

して出荷された子牛2万3,882頭のうち、2万1,431頭を県外の肥育産地へもと牛を供給する基幹産業となっています。

また、本県の肉用牛においては、令和5年度に選抜された、質量兼備のスーパー種雄牛「美百合(ちゅらゆり)」産子がセリ市場で高い評価を得て、多くの産子が高額取引されています。美百合は令和9年度に北海道で開催される第13回全国和牛能力共進会の第1区(若雄)および第8区(去勢肥育牛)の交配種雄牛となっており、同共進会における好成績が期待されています。

その他にも、令和7年度現場後代検定にて平均BMSNo.11.4と歴代最高を記録した「幸紀照重(さきてるしげ)」や、令和8年度現

場後代検定終了の予定で非常に優秀なゲノム育種価の「白鶴波（はくつるなみ）」、令和7年度沖縄県畜産共進会の枝肉部門および若雌1類で第1席を獲得した「美津忠平（みつただひら）」の後継牛など、今後の活躍が期待できる種雄牛を多く飼養しております。

一方で、島嶼県ゆへの輸送コストの高さ、台風常襲による粗飼料生産の不安定さ、耕地の分散・狭小性などに起因して、飼料費・資材にかかるコストが相対的に高くなります。近年の配合飼料価格の高騰や子牛価格の変動により、経営の収支は一層不安定となっており、資金繰りの面で課題を抱える農家も少なくない状況です。

## 沖縄県の畜特資金の状況

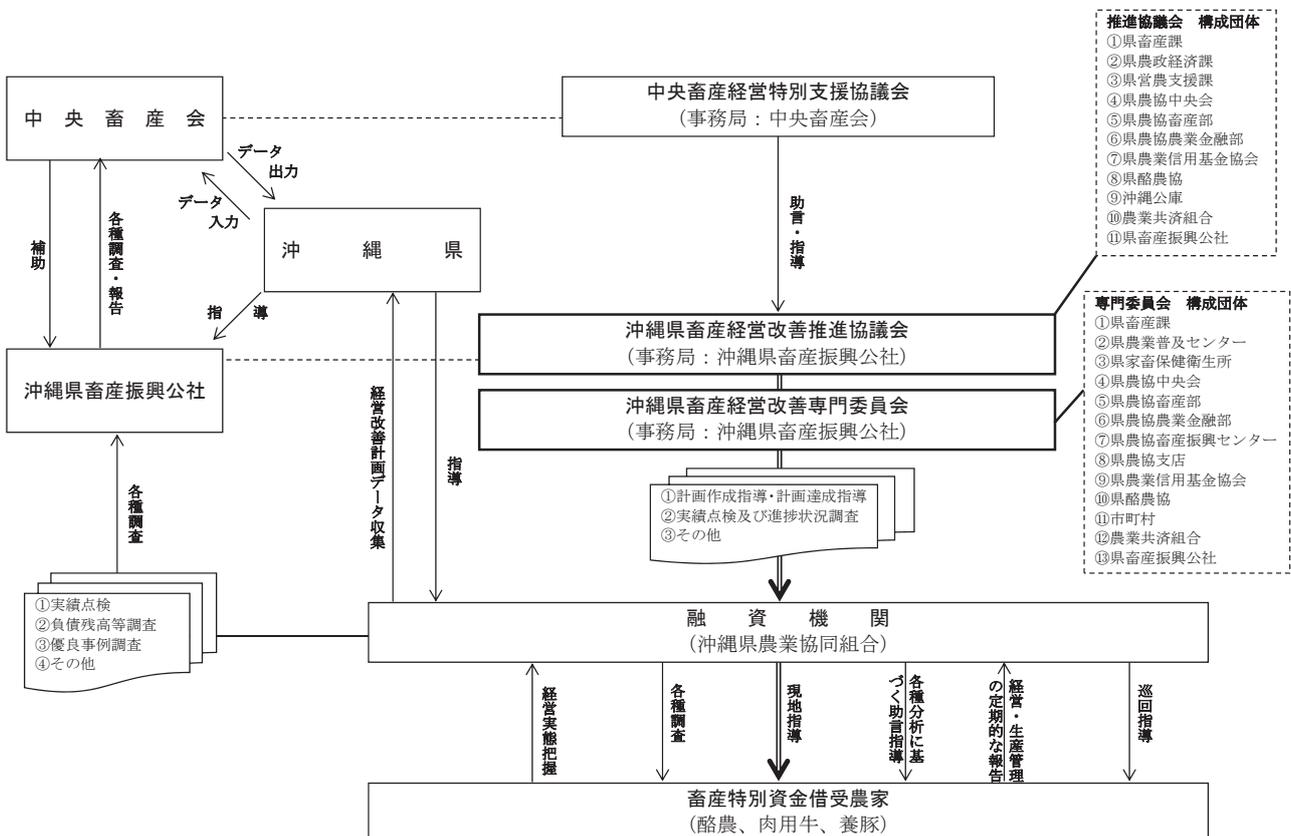
本県における畜産特別資金（以下、「畜特

資金」という）借受者は、令和7年期首時点で10戸、貸付残高は205,264千円であり、借受者の内訳は、肉用牛繁殖経営が8戸、肉用牛肥育経営が2戸となっています。本県では平成24年を最後に畜特資金の新たな貸付は実施していませんが、近年の長引く物価高騰や子牛価格の影響から資金需要が高まっていくものと考えています。

## 沖縄県畜産経営改善推進協議会

本県では、畜特資金の適正かつ円滑な実施と借受者の経営改善を図ることを目的として、「沖縄県畜産経営改善推進協議会」（以下、「県協議会」という）を設置しており、県農林水産部、沖縄県農業協同組合中央会、沖縄県農業協同組合、沖縄県農業信用基金協会、沖縄県酪農農業協同組合、沖縄振興開発金融

(図1) 畜産特別資金借受者に対する指導推進フローチャート



公庫、沖縄県農業共済組合および当会社の8団体で構成されています。

県協議会の主な役割は、①畜特資金借受者の経営改善計画の作成・見直しに関する指導助言、②融資機関への助言・情報提供、③畜特資金や経営改善に関する研修会の開催を担っています。毎年度、融資機関から借受者の経営状況や償還状況の報告を受けたうえで県協議会を開催し、指導方針の検討などを行っています。

県協議会には借受者の地域ごとに「専門委員会」を設置しており、実際の経営改善支援は、融資機関（営農・金融担当）を中心に、普及センター、家畜保健衛生所、農業共済組合、市町村担当、当公社畜産コンサルタント職員が指導を実施しています（図1）。

## 指導について

### （1）現地指導について

現地指導については、経営改善計画の達成状況や生産状況・収支の今後の見通しを踏まえた指導を年1回以上（濃密指導は年2回以上）実施しています。畜舎や草地を実際に巡回し、畜舎内外の衛生管理や飼養管理の状況を確認しながら、経営者の声の聞き取りを行っています。販売実績や決算書だけでは見えない経営の実態、作業負担、ご家族の話なども含めて共有することで、経営者が今後も営農活動ができる改善策を提示できるよう重視しています。

また、令和5年度から、県を中心に生産技術・経営両面の相談に対応する「肉用牛経営緊急サポート会議」を設置し、地域窓口として各家畜保健衛生所を中心に支援を行っています。当公社は広域サポートとして、地域で解決できない専門性や広域性が必要な時には

地域サポートと連携し、資金相談を含む支援の拡充にも取り組んでいるところです。

地域窓口を通じて受けた資金の相談については、経営者、金融機関、地域指導担当者とともに経営改善計画の作成指導を実施しています。令和7年末時点では畜特資金の活用には至っていませんが、必要としている経営者を支援できる体制を引き続き整えていきたいと考えています。

### （2）融資機関への助言指導・情報提供

本県の畜特資金を貸付している金融機関は全てJAとなっております。融資機関への助言指導については、畜産特別資金等借入者指導チェックリスト（以下、「チェックリスト」という）による融資機関の自己点検結果に基づき、融資機関の指導体制の整備状況や借受者に対する経営改善状況、関係機関との連携体制整備等の状況を確認し、助言指導等を行っています。助言指導を通じて、担当者異動等により体制が途切れないよう、関係部門（融資・営農指導・購買等）を横断した情報共有の仕組みづくりを重視しています。

### （3）研修会について

本県では年1回、県協議会、関係機関、融資機関などを対象として指導員向け研修会を開催しております。平成24年より新規借入者がいないこと、融資機関・指導機関・関係団体において、新規採用、部署異動などが重なったことから、畜特資金制度を理解する基本的なところや、他県の事例紹介を題材にして開催しました（写真1）。

研修会参加者に対してアンケートを実施しており、「本資金制度の理解が曖昧だったが、わかるようになった」、「県外の指導内容、体制等聞ける機会はとても貴重だと思った」な



(写真1) 研修会の様子

どの意見をいただきました。畜特資金の推進をはじめ、農家の経営改善につながるように、情勢や関係者の要望を汲める畜特資金に特化した研修会を開催しています。

## 事例紹介

### (1) A 牧場

A 牧場は肉用牛繁殖経営で、60 頭規模の牧場です。先代経営者である父が畜特資金を活用して経営改善に取り組んできました。その後、息子への事業承継にあたって法人を立ち上げ、代表者の交代とあわせて経営の引き継ぎを進めてきましたが、後継者は畜特資金の制度内容や借入の経緯について十分な説明を受けておらず、「長期資金が 1 本ある」という表面的な理解にとどまっていた。

その後、物価高騰や子牛価格の下落、子牛事故の増加による経営不振に加え、繁殖母牛の更新時期が重なったことから、経営を維持するために運転資金等の追加借入が必要となりました。追加借入により一時的に資金繰りは確保できたものの、既存の借入金に加え新規借入の償還が重なった結果、単年度の償還金額が増加し、償還負担が大幅に膨らむこととなりました。

このような状況を踏まえ、金融機関においては、経営者との緊密な連絡を通じた資金管理の徹底とともに、融資を行っている金融機関同士でバンクミーティングを実施し、今後も償還が継続できるよう条件変更等について検討を行っています。併せて、県支援協議会では本経営を濃密指導対象として位置付け、収入源である子牛販売の安定確保に向けた繁殖管理・技術指導に関係機関一体となって取り組んでいるところです。

具体的には、子牛事故対策として牛群の区分けや放牧の見直し・制限を行った結果、事故率は 14.4% から 5.2% まで低下する効果が見られました。今後もこうした取り組みを継続しつつ、経営者とともに償還負担の軽減と収益性の向上の両面から経営の改善を図っていきたいと考えています。

### (2) B 牧場

B 牧場は法人格の肉用牛繁殖農家で、これまで帳簿管理や金融機関とのやり取りを一手に担ってきた専任の経理担当者がいました。畜特資金については、先代である父の時代に導入され、その後、経営者である息子に承継されています。先代経営者および後継者はいずれも現場作業を主に担当しており、金融機関や外部専門家（JA や税理士等）との調整、償還計画の管理については、当該経理担当者が中心となって行ってきました。

しかし、当該経理担当者が経営から離脱したことにより、帳簿の記帳が遅れがちとなり、収支や資金繰りの状況を適時に把握しにくい状態となりました。経営者は地域の人工授精師も担っており、現場作業と外部業務の双方に時間を要していることから、資金繰り管理に十分な時間を割くことが難しい状況です。このため、経理担当者が担っていた業務

について、役割分担の見直しおよび管理体制の再構築をどのように進めていくかが、現在の大きな課題となっています。

なお、経営自体の生産性・収益性は、経営者の努力により良好な水準を維持していますが、今後、外部専門家や関係機関との連携を一層強化するとともに、管理体制の立て直しを図っていく必要があると考えています。

### おわりに

足元では子牛の販売価格は持ち直しつつあり、一見すると肉用牛繁殖経営の環境は改善しているようにも見えます。しかしその裏側では、飼料高騰期や価格低迷期を乗り切るために、農家が家計の切り詰めや投資の先送り、既存借入の条件変更など、さまざまなや

りくりを重ねてきた結果、牛群や施設を以前の水準まで戻そうとしても自己資金が乏しく、新たな借入も難しい、アクセルを踏むための燃料が足りない経営が散見されています。

今回の取り組みを通じて、日頃からお金の流れや現場の変化を関係機関と共有し、「少しおかしいかもしれない」という段階で早めに気づき、声をかけ合える仕組みづくりが重要であることを改めて認識しました。こうした学びを踏まえ、県協議会、融資機関、関係機関がこれまで以上に連携を深めながら、次世代につながる畜産経営を着実に支えていきたいと考えています。

(筆者：(公財) 沖縄県畜産振興公社 事業班 主事)

## 中央畜産会の刊行図書

# 農場 HACCP 様式集 —令和7年度版—

A4判184ページ (CD-ROM 付き)



家畜伝染病の予防と畜産物の安全の確保は、畜産物の生産を行う上で極めて重要な課題です。

中央畜産会は、農場 HACCP に取り組む関係者の養成を図るため、農場での構築指導を担う農業指導員を養成する農場指導員養成研修を実施し、令和7年3月までの受講者は4,981名となっています。

また、令和7年4月時点では462農場が農場 HACCP 認証を取得しており、これまでの認証取得支援および認証審査を通じて多くのノウハウが蓄積されてきました。

そして今般、農場 HACCP 認証基準の一部改正(令和4年7月)やこれまでに蓄積されたノウハウを通じ、農場 HACCP の文書・記録に関する様式集を改訂しました。

本書は、これから農場 HACCP の構築を目指す畜産農場等関係者の皆さまの参考としてご活用いただける1冊です。

**(公社)中央畜産会 経営支援部(情報)**

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 (第2ディーアイシービル)

TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890

E-mail book@jlja.jp URL <https://jlja.lin.gr.jp/>

価格

4,950円

(税込)

※送料別

## 2 行政の窓

## 令和8年度畜産物価格の決定について

農林水産省

農林水産省は、令和7年12月22日、食料・農業・農村政策審議会に対し、令和8年度畜産物価格について諮問を行い、その答申を受け、令和8年度畜産物価格を決定しました(表1)。

加工原料乳生産者補給金単価および集送乳調整金単価については、単価の水準を安定的なものとし、先を見通した経営を支えられるよう、前年度単価をもとに変動率方式で算定しました。加工原料乳生産者補給金単価は、搾乳牛1頭当たり乳量の増加が下げ要素となる一方、飼料以外の生産資材に係る経費が増加、また子牛価格の低下により副産物収入の減少が上げ要素となり、令和8年度は9円11銭(前年度比2銭増加)となりました。

また、集送乳調整金単価については、加工原料乳の集送乳経費と集送乳量の変動を踏まえた集送乳コスト等の変動率を乗じて算定しました。集送乳にかかる輸送単価が増加傾向で推移した結果、2円83銭(前年度比10銭増加)となりました。

肉用子牛生産者補給金制度では、牛肉の輸

入自由化後における肉用子牛価格の低落に対処するとともに、中長期的には肉用牛生産の合理化により輸入牛肉に対抗し得る国産牛肉価格の実現を図るため、保証基準価格と合理化目標価格を設定しています。令和8年度保証基準価格と合理化目標価格は、黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種、乳用種でそれぞれ増加したが、交雑種は前年度と同額となりました。

鶏卵の補填基準価格は、一定期間(6年間)の周期変動に加え、夏季の低需要期に価格が低下する季節変動がありますが、これまで平均的には生産コストがまかなわれていたことに着目し、一定期間の平均価格を基に、生産コストの変化率と低需要期の変動を織り込み、補填基準価格を算出しました。令和8年度価格は240円(前年度比10円増加)となりました。鶏卵の安定基準価格は、補填基準価格と通常の変動を超えた大幅な価格低落の際に、需要改善に取り組む基準として安定基準価格を算出しました。令和8年度価格は218円(前年度比11円増加)となりました。

## (表1) 令和8年度畜産物価格

1 畜産経営の安定に関する法律に基づく総交付対象数量ならびに加工原料乳生産者補給金の単価および集送乳調整金の単価

	令和7年度	令和8年度
総交付対象数量	325万t	325万t
生産者補給金の単価	9.09円/kg	9.11円/kg
集送乳調整金の単価	2.73円/kg	2.83円/kg

2 肉用子牛の保証基準価格および合理化目標価格

(単位：円/頭)

		令和7年度	令和8年度
保証基準価格	黒毛和種	574,000	600,000
	褐毛和種	523,000	547,000
	その他の肉専用種	334,000	348,000
	乳用種	164,000	174,000
	交雑種	274,000	274,000
合理化目標価格	黒毛和種	446,000	457,000
	褐毛和種	406,000	417,000
	その他の肉専用種	259,000	265,000
	乳用種	110,000	119,000
	交雑種	216,000	216,000

合理化目標価格の適用期間

今回の合理化目標価格の適用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 鶏卵生産者経営安定対策事業に係る鶏卵の補填基準価格および安定基準価格

	令和7年度	令和8年度
補填基準価格	230円/kg	240円/kg
安定基準価格	207円/kg	218円/kg

## 3 畜産統計情報

## 畜産物生産費統計 報告② 「令和6年肉用牛生産費」

農林水産省大臣官房統計部

農林水産省大臣官房統計部は令和7年12月19日、令和6年牛乳生産費、肉用牛生産費、肥育豚生産費を公表しました。今回は肉用牛生産費について報告いたします。

### 肉用牛生産費

農業経営統計調査の肉用牛生産費統計は、子牛、乳用雄育成牛、交雑種育成牛、去勢若齢肥育牛、乳用雄肥育牛、交雑種肥育牛の生産費の実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的としている。

調査結果は、肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格、合理化目標価格や、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の算定資料として利用されるほか、各種政策の実施状況の把握や効果の検証等の資料として利用される。

#### 1. 調査の対象

本調査における対象は次のとおりである。農業生産物の販売を目的とし、世帯による農業経営を行う農業経営体であり、かつ品目ごとに、次の条件に該当するものである。

- 1) 去勢若齢肥育牛生産費：肥育を目的とする去勢若齢和牛を1頭以上飼養し、販売する経営体
- 2) 乳用雄肥育牛生産費：肥育を目的とする乳用雄牛を1頭以上飼養し、販売する経営体
- 3) 交雑種肥育牛生産費：肥育を目的とする交雑種牛を1頭以上飼養し、販売する経営体
- 4) 子牛生産費：肉用種の繁殖雌牛を2頭以上飼養して子牛を生産し、販売する経営体
- 5) 乳用雄育成牛生産費：肥育用もと牛とする目的で育成している乳用雄牛を5頭以上飼養し、販売する経営体
- 6) 交雑種育成牛生産費：肥育用もと牛とする目的で育成している交雑種牛を5頭以上飼養し、販売する経営体

#### 2. 調査期間

令和6年1月から12月までの1年間

#### 3. 調査対象経営体数

子牛：208経営体（うち、集計経営体数194経営体）

去勢若齢肥育牛：221 経営体（うち、集計経営体数 212 経営体）

乳用雄育成牛：39 経営体（うち、集計経営体数 14 経営体）

乳用雄肥育牛：74 経営体（うち、集計経営体数 31 経営体）

交雑種育成牛：47 経営体（うち、集計経営体数 34 経営体）

交雑種肥育牛：63 経営体（うち、集計経営体数 55 経営体）

注：集計経営体とは、調査期間中に脱落等により調査不能となった経営体および調査期間中の調査対象畜の飼養実績が調査対象に該当しなかった経営体を除いた経営体としている。

## 調査結果の概要

令和6年の肉用牛1頭当たり資本利子・地代全額算入生産費（以下、「全算入生産費」という）は、前年に比べ、子牛が1.4%減少、去勢若齢肥育牛が6.3%減少、乳用雄育成牛が4.7%増加、乳用雄肥育牛が7.5%減少、交雑種育成牛が8.8%減少、交雑種肥育牛が3.7%減少した（表1）。

### 1. 子牛生産費

肉用種の繁殖雌牛を飼養し、子牛を販売する経営体における子牛1頭当たり全算入生産費は85万2,345円で、前年に比べ1.4%減少した（図1、表2）。

（表1）令和6年肉用牛生産費（全国）

区 分	単 位	子牛 (肉用種)	去勢若齢 肥育牛	乳用雄 育成牛	乳用雄 肥育牛	交雑種 育成牛	交雑種 肥育牛
生産費（1頭当たり）							
物 財 費	円	571,053	1,278,744	199,454	535,044	236,853	784,071
うちもと畜費	〃	-	713,400	61,924	198,478	104,397	328,546
飼料費	〃	334,687	479,085	104,815	290,221	105,199	404,485
労働費	〃	215,143	93,883	11,900	20,520	14,335	37,038
費用合計	〃	786,196	1,372,627	211,354	555,564	251,188	821,109
生産費（副産物価額差引）	〃	753,911	1,358,714	207,993	549,280	246,193	808,451
支払利子・地代算入生産費	〃	763,847	1,365,974	208,626	550,249	246,843	811,400
全算入生産費	〃	852,345	1,375,264	210,384	553,847	250,118	818,721
対前年増減率							
物 財 費	%	△1.0	△6.9	5.0	△7.7	△8.8	△4.0
うちもと畜費	〃	-	△10.9	25.4	△13.5	△17.8	△7.4
飼料費	〃	△4.0	△2.0	△4.2	△4.5	△3.6	△2.4
労働費	〃	0.2	5.7	5.3	2.7	△1.7	4.6
費用合計	〃	△0.7	△6.1	5.0	△7.3	△8.5	△3.6
生産費（副産物価額差引）	〃	△0.5	△6.4	4.8	△7.4	△9.1	△3.8
支払利子・地代算入生産費	〃	△0.4	△6.3	4.7	△7.5	△9.1	△3.8
全算入生産費	〃	△1.4	△6.3	4.7	△7.5	△8.8	△3.7

注：対前年増減率は、令和6年と令和5年を比較したものである（以下同じ）。

## 2. 去勢若齢肥育牛生産費

去勢若齢和牛を肥育し、販売する経営体における肥育牛1頭当たり全算入生産費は137万5,264円で、前年に比べ6.3%減少した。また、生体100kg当たり全算入生産費は16万9,282円で、前年に比べ6.5%減少した（図2、表3）。

## 3. 乳用雄育成牛生産費

肥育用もと牛とする目的で乳用種の雄牛を育成し、販売する経営体における育成牛1頭当たり全算入生産費は21万384円で、前年に比べ4.7%増加した（図3、表4）。

## 4. 乳用雄肥育牛生産費

乳用種の雄牛を肥育し、販売する経営体における肥育牛1頭当たり全算入生産費は55万3,847円で、前年に比べ7.5%減少した。また、生体100kg当たり全算入生産費は7万3,158円で、前年に比べ6.2%減少した（図4、表5）。

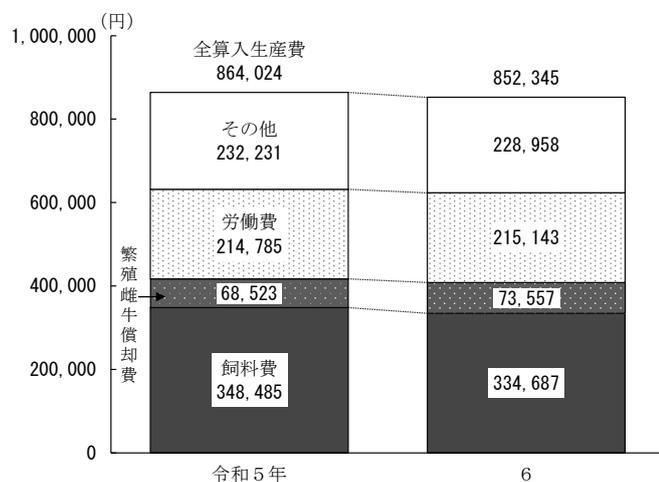
## 5. 交雑種育成牛生産費

肥育用もと牛とする目的で交雑種の牛を育成し、販売する経営体における育成牛1頭当たり全算入生産費は25万118円で、前年に比べ8.8%減少した（図5、表6）。

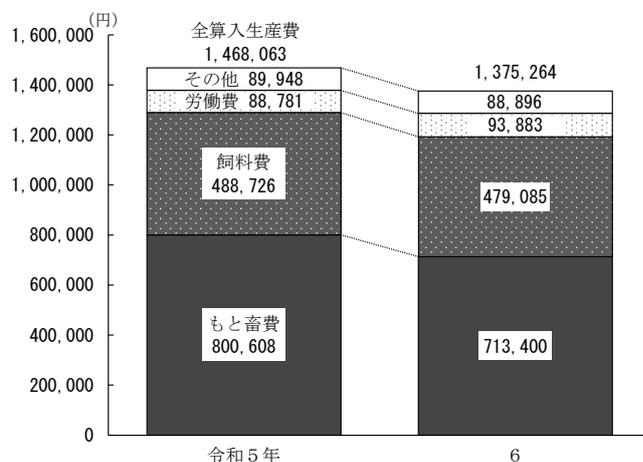
## 6. 交雑種肥育牛生産費

交雑種の牛を肥育し、販売する経営体における肥育牛1頭当たり全算入生産費は81万8,721円で、前年に比べ3.7%減少した。また、生体100kg当たり全算入生産費は9万7,938円で、前年に比べ3.6%減少した（図6、表7）。

（図1）子牛の全算入生産費（全国、子牛1頭当たり）



（図2）去勢若齢肥育牛の全算入生産費（全国、肥育牛1頭当たり）



注：配合飼料価格安定制度の積立金及び補てん金は計上していない（以下同じ。）。

(表2) 子牛生産費 (全国)

区 分	単位	令和 5 年	令和 6 年		対 前 年 増 減 率
			実 数	構成割合	
子牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	577,084	571,053	72.6	△1.0
うち 飼 料 費	〃	348,485	334,687	42.6	△4.0
繁殖雌牛償却費	〃	68,523	73,557	9.4	7.3
獣医師料及び医薬品費	〃	31,462	32,548	4.1	3.5
建 物 費	〃	22,998	23,648	3.0	2.8
労 働 費	〃	214,785	215,143	27.4	0.2
費用合計	〃	791,869	786,196	100.0	△0.7
生産費(副産物価額差引)	〃	757,771	753,911	-	△0.5
支払利子・地代算入生産費	〃	767,267	763,847	-	△0.4
全算入生産費	〃	864,024	852,345	-	△1.4
1経営体当たり子牛販売頭数	頭	13.6	14.7	-	8.1
1頭当たり労働時間	時間	139.37	134.13	-	△3.8

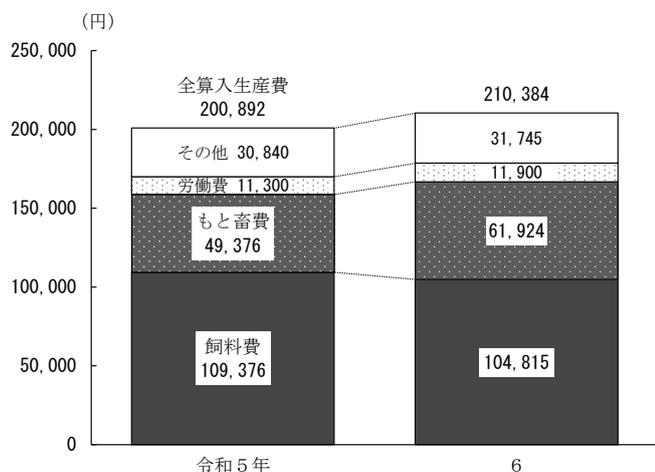
注：本調査は、2020年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、肉用種の繁殖雌牛を2頭以上飼養し、子牛を生産し、販売する個別経営体（世帯による事業を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。）を対象に実施した。

(表3) 去勢若齢肥育牛生産費 (全国)

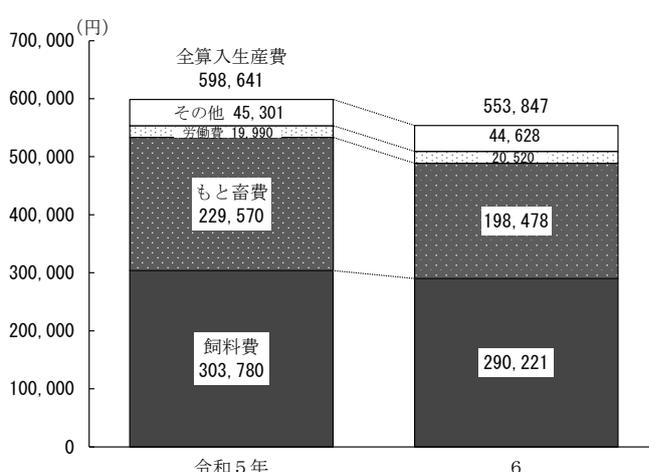
区 分	単位	令和 5 年	令和 6 年		対 前 年 増 減 率
			実 数	構成割合	
肥育牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	1,373,736	1,278,744	93.2	△6.9
うち も と 畜 費	〃	800,608	713,400	52.0	△10.9
飼 料 費	〃	488,726	479,085	34.9	△2.0
光熱水料及び動力費	〃	16,129	17,462	1.3	8.3
敷 料 費	〃	12,229	12,370	0.9	1.2
労 働 費	〃	88,781	93,883	6.8	5.7
費用合計	〃	1,462,517	1,372,627	100.0	△6.1
生産費(副産物価額差引)	〃	1,451,220	1,358,714	-	△6.4
支払利子・地代算入生産費	〃	1,458,083	1,365,974	-	△6.3
全算入生産費	〃	1,468,063	1,375,264	-	△6.3
生体100kg当たり全算入生産費	円	181,103	169,282	-	△6.5
1経営体当たり販売頭数	頭	40.7	39.6	-	△2.7
1頭当たり労働時間	時間	54.82	55.91	-	2.0

注：本調査は、2020年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、肥育を目的とする去勢若齢和牛を1頭以上飼養し、販売する個別経営体（世帯による事業を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。）を対象に実施した。

(図3) 乳用雄育成牛の全算入生産費  
(全国、育成牛1頭当たり)



(図4) 乳用雄肥育牛の全算入生産費  
(全国、肥育牛1頭当たり)

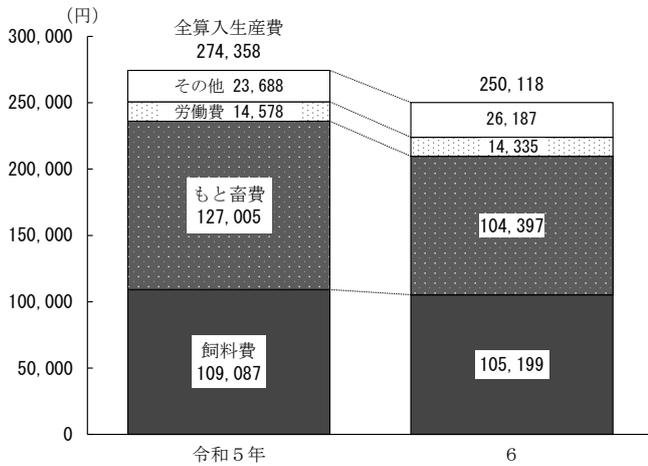


(表4) 乳用雄育成牛生産費 (全国)

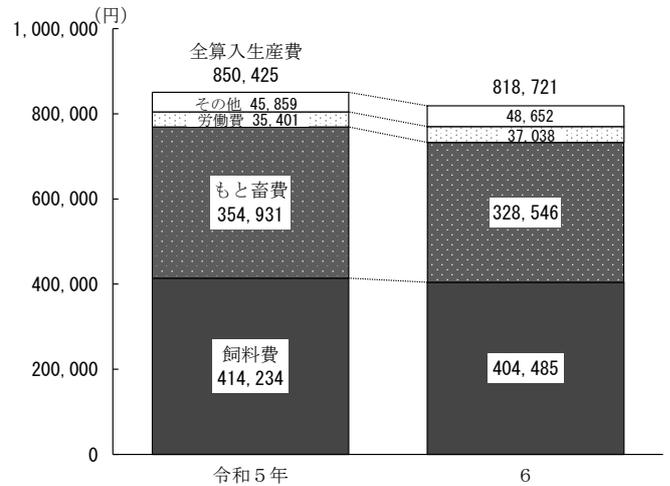
区 分	単位	令和5年	令和6年		対前年 増減率
			実数	構成割合	
育成牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	189,895	199,454	94.4	5.0
うち 飼 料 費	〃	109,376	104,815	49.6	△4.2
も と 畜 費	〃	49,376	61,924	29.3	25.4
敷 料 費	〃	10,499	11,125	5.3	6.0
獣医師料及び医薬品費	〃	9,326	10,285	4.9	10.3
労 働 費	〃	11,300	11,900	5.6	5.3
費 用 合 計	〃	201,195	211,354	100.0	5.0
生産費 (副産物価額差引)	〃	198,497	207,993	-	4.8
支払利子・地代算入生産費	〃	199,244	208,626	-	4.7
全 算 入 生 産 費	〃	200,892	210,384	-	4.7
1 経営体当たり販売頭数	頭	342.3	352.2	-	2.9
1 頭 当 たり 労 働 時 間	時間	6.39	6.40	-	0.2

注：本調査は、2020年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、肥育用もと牛とする目的で育成している乳用雄牛を5頭以上飼養し、販売する個別経営体（世帯による事業を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。））を対象に実施した。

(図5) 交雑種育成牛の全算入生産費  
(全国、育成牛1頭当たり)



(図6) 交雑種肥育牛の全算入生産費  
(全国、肥育牛1頭当たり)



(表5) 乳用雄肥育牛生産費 (全国)

区 分	単位	令和5年	令和6年		対前年増減率
			実数	構成割合	
肥育牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	579,368	535,044	96.3	△7.7
うち飼料費	〃	303,780	290,221	52.2	△4.5
もと畜費	〃	229,570	198,478	35.7	△13.5
敷料費	〃	18,670	18,913	3.4	1.3
光熱水料及び動力費	〃	10,899	11,329	2.0	3.9
労働費	〃	19,990	20,520	3.7	2.7
費用合計	〃	599,358	555,564	100.0	△7.3
生産費(副産物価額差引)	〃	593,206	549,280	-	△7.4
支払利子・地代算入生産費	〃	594,939	550,249	-	△7.5
全算入生産費	〃	598,641	553,847	-	△7.5
生体100kg当たり全算入生産費	円	77,976	73,158	-	△6.2
1経営体当たり販売頭数	頭	222.2	200.9	-	△9.6
1頭当たり労働時間	時間	10.84	10.79	-	△0.5

注：本調査は、2020年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、肥育を目的とする乳用雄牛を1頭以上飼養し、販売する個別経営体（世帯による事業を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。））を対象に実施した。

(表6) 交雑種育成牛生産費 (全国)

区 分	単位	令和 5 年	令和 6 年		対 前 年 増 減 率
			実 数	構成割合	
育成牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	259,812	236,853	94.3	△ 8.8
うち 飼 料 費	〃	109,087	105,199	41.9	△ 3.6
も と 畜 費	〃	127,005	104,397	41.6	△ 17.8
敷 料 費	〃	5,342	6,429	2.6	20.3
獣医師料及び医薬品費	〃	5,457	5,633	2.2	3.2
労 働 費	〃	14,578	14,335	5.7	△ 1.7
費 用 合 計	〃	274,390	251,188	100.0	△ 8.5
生産費(副産物価額差引)	〃	270,858	246,193	-	△ 9.1
支払利子・地代算入生産費	〃	271,458	246,843	-	△ 9.1
全 算 入 生 産 費	〃	274,358	250,118	-	△ 8.8
1 経営体当たり販売頭数	頭	291.1	289.7	-	△ 0.5
1 頭 当 たり 労 働 時 間	時間	7.92	7.47	-	△ 5.7

注：本調査は、2020年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、肥育用もと牛とする目的で育成している交雑種牛を5頭以上飼養し、販売する個別経営体（世帯による事業を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。））を対象に実施した。

(表7) 交雑種肥育牛生産費 (全国)

区 分	単位	令和 5 年	令和 6 年		対 前 年 増 減 率
			実 数	構成割合	
肥育牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	816,527	784,071	95.5	△ 4.0
うち 飼 料 費	〃	414,234	404,485	49.3	△ 2.4
も と 畜 費	〃	354,931	328,546	40.0	△ 7.4
敷 料 費	〃	11,837	12,217	1.5	3.2
光熱水料及び動力費	〃	10,174	10,714	1.3	5.3
労 働 費	〃	35,401	37,038	4.5	4.6
費 用 合 計	〃	851,928	821,109	100.0	△ 3.6
生産費(副産物価額差引)	〃	840,281	808,451	-	△ 3.8
支払利子・地代算入生産費	〃	843,198	811,400	-	△ 3.8
全 算 入 生 産 費	〃	850,425	818,721	-	△ 3.7
生体100kg当たり全算入生産費	円	101,630	97,938	-	△ 3.6
1 経営体当たり販売頭数	頭	152.4	150.0	-	△ 1.6
1 頭 当 たり 労 働 時 間	時間	19.83	19.98	-	0.8

注：本調査は、2020年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、肥育を目的とする交雑種牛を1頭以上飼養し、販売する個別経営体（世帯による事業を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。））を対象に実施した。

## 4 農畜産業振興機構からのお知らせ

## 各種交付金単価の公表について

## 1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和7年10・11・12月分〕

令和7年10・11・12月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価（確定値）を表1および表2のとおり公表しました。

また、令和7年10・11・12月に販売された交付対象牛に適用する同要綱第4の8の精算払いの額については、表1の確定値により算出された交付金の額と概算払の額との差額となります。

(表1) 肉専用種の交付金単価（概算払および確定値）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和7年10月 確定値(概算払) <sup>※1</sup>	令和7年11月 確定値(概算払) <sup>※1</sup>	令和7年12月 確定値		令和7年10月 確定値(概算払) <sup>※1</sup>	令和7年11月 確定値(概算払) <sup>※1</sup>	令和7年12月 確定値
北海道	58,544.1円 (51,623.3円)	—	—	新潟県	—	—	—
青森県	16,991.1円 (10,070.3円)	—	—	富山県	—	—	—
岩手県	—	—	—	石川県 <sup>※2</sup>	—	—	—
宮城県	21,409.2円 (14,488.4円)	—	—	福井県	—	—	—
秋田県	—	—	—	岐阜県 <sup>※2</sup>	—	—	—
山形県	—	—	—	愛知県	—	—	—
福島県	8,206.2円 (1,285.4円)	—	—	三重県	—	—	—
茨城県	11,522.7円 (4,601.9円)	—	—	滋賀県	—	—	—
栃木県	11,583.9円 (4,663.1円)	—	—	京都府	—	—	—
群馬県	34,520.4円 (27,599.6円)	—	—	大阪府	—	—	—
埼玉県	12,693.6円 (5,772.8円)	—	—	兵庫県 <sup>※2</sup>	—	—	—
千葉県	2,426.4円 —	—	—	奈良県	—	—	—
東京都	2,267.1円 —	—	—	和歌山県	—	—	—
神奈川県	5,117.4円 —	—	—	鳥取県	22,713.3円 (15,792.5円)	—	—
山梨県	—	—	—	島根県	—	—	—
長野県	—	—	—	岡山県	—	—	—
静岡県	—	—	—	広島県	—	—	—

(つづく)

算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和7年10月 確定値(概算払) <sup>※1</sup>	令和7年11月 確定値(概算払) <sup>※1</sup>	令和7年12月 確定値		令和7年10月 確定値(概算払) <sup>※1</sup>	令和7年11月 確定値(概算払) <sup>※1</sup>	令和7年12月 確定値
山口県	—	—	—	長崎県	—	—	—
徳島県	—	—	—	熊本県	—	—	—
香川県	—	—	—	大分県	—	—	—
愛媛県	—	—	—	宮崎県	—	—	—
高知県	—	—	—	鹿児島県	—	—	—
福岡県	—	—	—	沖縄県	—	—	—
佐賀県	—	—	—				

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価

	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和7年10月確定値(概算払) <sup>※1</sup>	令和7年11月確定値(概算払) <sup>※1</sup>	令和7年12月確定値
交雑種	—円(—円)	—円(—円)	—円
乳用種	9,699.3円(2,717.3円)	24,517.8円(17,499.8円)	64,852.2円

※1 表中の令和7年10月及び11月の肉用牛1頭当たりの標準的生産費及び肉用牛1頭当たりの交付金単価は、上段に確定値、下段( )内に概算払時の公表値を表示しています。

・肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)：

配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の支払がないものとして算出した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(見込み)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額から7,000円を控除した額

・肉用牛1頭当たりの交付金単価(確定値)：

労務費の直近の動向の反映に加え、当該制度における価格差補填の支払があった場合、その額を反映した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(確定値)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額

※2 ※2を付した県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、10月及び11月分は石川県、岐阜県、兵庫県、12月分は石川県において、単独で標準的販売価格の算定を行っています。

注) 令和2年4月末日から令和3年5月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払いとなります。

## 2. 肉豚経営安定交付金(豚マルキン)〔令和7年度第1～3四半期〕

令和7年4月から12月までの算出期間(令和7年度第1～3四半期)における、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の(1)の規定により算出した標準的販売価格および同(2)の規定により算出した標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を下回らなかったことから、その交付はありません。

(表3) 肉豚経営安定交付金単価

算出期間	令和7年4月から令和7年12月まで
肉豚1頭当たりの標準的販売価格	46,301円/頭
肉豚1頭当たりの標準的生産費	44,204円/頭
肉豚1頭当たりの交付金単価 <sup>※</sup>	—(交付なし)

※ 肉豚1頭当たりの交付金単価は、肉豚1頭当たりの標準的生産費と肉豚1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額です。